



学童保育の委託事業者選定をめぐる 三宅町の不可解極まる動きを暴く

山下 力・ならん権情報センター顧問

三宅町学童保育の委託事業者の選定をめぐる、まったくもって納得のいかない出来事が起きた。ここにその経緯を示し、不可解極まる町当局の動きとともに、糾されるべき課題や問題点を明らかにしたい。

【1】審査会で最優秀提案者に選定された「社福法人ひまわり」が突如、密室で決定を覆された

このたび、三宅町学童保育の委託事業者選定をめぐる町当局の不可解な動きを目の当たりにして、三宅町政に対して拭いがたい不信感を抱くこととなった。

そもそも、この委託事業者の選定は公募型プロポーザル方式で行われ、審査委員会による審査を経て、最優秀提案者が選ばれる。そして、選ばれた事業者と町が業務委託契約を締結することとなっている。

問題となった審査委員会(以下、審査会とする)は2020年10月27日に開催された。審査会には、「社会福祉法人ひまわり」と、「(株)クオリス」の他に1事業者が参加した。審査会は本件条例に基づき、外部委員3人を含む審査委員6人で組織。この日の審査会では、3事業者によるプレゼンテーションと質疑応答があった。

そのあと、審査委員6人が個別の採点表に評価点を記入。健康子ども課の担当職員が各審査委員から回収した採点表を集計した。

審査会委員長である金井壮夫・副町長が集計結果を報告。最高点を獲得した最優秀提案者は「ひまわり」であると発表した。各審査委員からの異議もなく、「ひまわり」が最優秀提案者に決定した。

ところが、だ。審査会の閉会后、担当職員が「偶数で採点しなければならない箇所に奇数が書かれている採点ミスがある」と指摘する。翌日、審査委員で採点者の一人でもある金井・委員長に相談。「修正する」こととなった。

健康子ども課職員が奇数を書いた委員3人に連絡を取り、修正し直した採点表を再集計。結果、1位と2位に変更が生じたとして、その旨を担当職員が各審査委員に連絡を入れた。

同月30日、最優秀提案者を「クオリス」に変更し、決定した旨を金井・委員長名で公表。同日付の文書で「クオリス」に通知したという次第だ。

＜学童保育委託事業者選定を巡る経緯＞

2018	4	1	三宅町公募型プロポーザル審査委員会設置		
2020	9	23	公募開始		
	10	1	審査要領(11日施行)		
		27	審査会で最優秀提案者を決定		
		28	審査委員3人が採点を「修正」		
	30	町広報で最優秀者を「逆転」報道			
11	中旬	「修正前」の集計表などを破棄			
12	2	開示請求で文書一式を入手			
		議会開会も報告なし			
2021	3	3	監査請求を三宅町議会決議		
	4	5	監査結果を報告		
	8	8	松本・森内・渡辺の議員3人が町民説明会		
			文書編纂規定を見直し		
	9	3	プロポーザル方式の実施に関するガイドライン		
11	26	住民監査請求に基づく結果通知			
12	23	奈良地裁に提訴			
		地裁判決(棄却)			
2023	10	12	大阪高裁に控訴		
			第1回口頭弁論		
2024	2	27	第2回口頭弁論で証人尋問		
			5	9	高裁判決(棄却)

【2】「採点ミス」を理由に1位と2位を逆転させるためには、審査委員会の再招集が不可欠

「採点ミス」が生じたばあい、町が係争中に作成したガイドラインの「アクシデント対応」では、「結果発表終了後集計ミスや採点表個票の記載ミスなどが発覚した場合、速やかに審査会を再招集し、協議し対応を決定する」と明記する。だが、今回、審査会の再招集はなかった。これは条例無視であり、許されるものではない。

奇数を交えて採点した3人には委員長も含まれていた。しかも、「修正」を求められた3人が「修正」している現場に審査委員の誰一人も立ち会っていない。「修正」作業には、まったく透明性がなかったのだ。植村恵美・委員(健康局長)を除く5人の審査委員は「修正」した箇所が何カ所あったのかも知らない有り様だ。

前記のように、審査会は、金井・委員長(副町長)が集計結果と、最優秀提案者は「ひまわり」と発表。誰からの異議もなく終わっている。

しかし、「採点ミス」を理由に事務局職員が動き、「修正前の集計表」では12点差があった1位「ひまわり」と2位「クオリス」の合計点が、「修正後の集計表」では3点差で逆転。「クオリス」が1位、「ひまわり」が2位に入れ替わっている。その結果を森田浩司・町長に報告するとともに、10月30日付の町広報誌で公表している。

公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例は、所掌事務の1つに「最優秀提案者の決定に関する事」を明記。「委員会は過半数の出席しなければ会議を開くことができない」としている。つまり、審査会委員長と事務方が審査会を開かずに、独断で採点を修正し、当選者を覆させることなどは、あってはならないことなのだ。明らかな条例違反行為に当たる。



修正後の採点集計表。修正前の集計表は破棄され、真実は闇の中に

【3】公文書の保存規程に違反した採点集計前のデータなどの廃棄は明らかに証拠の隠滅だ

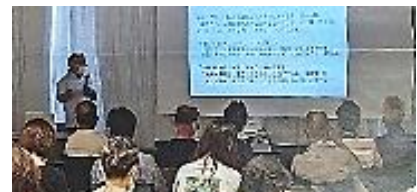
「修正前の集計表」は、健康子ども課職員が11月中旬に金井・副町長と植村・局長に相談して廃棄したという。残されていたのは「修正後の集計表」だけだ。また、審査会の音声データも消去されている。修正をやり取りした上野公嗣・委員とのメールや、採点表を写真撮影したデータも削除されている。結果、誤ったとされる3人の審査委員がどの項目で誤り、どのように修正したのかが不明なまま、当選者を入れ替えている。

この一連の行為は町情報公開条例に明確に違反する。同条例は公文書を「職員が職務上作成し、又は取得した図画(磁気テープ、その他これに類するものから出力又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む)」と定義づけている。そして、町文書編さん保存規程によると、「軽易な照会、回答」や、「庁内の軽易な往復文書」でさえ、「1年保存」と記している。

さらに、「入札関係、プロポーザル形式文書等契約方法の妥当性を証する文書」に至っては、「5年保存」と明記する。「公文書の認識がなかったので担当課の判断で破棄した」ということで済まされる問題では断じてない。明確に町情報公開条例に違反する不当行為だ。さらに、刑法の「文書等毀損罪」に抵触する疑いが極めて濃厚な重大事件であると言える。

審査会の音声データも消却。修正をやり取りした上野委員とのメールや、採点表を写真撮影したデータも削除していることは、隠蔽工作だと疑われても不思議ではない。およそ公務員として有り得ない異常な行動だ。常識的に考えれば、事実を隠蔽するための不正行為として捉えることが道理だ。厳しい行政処分到处せられてしかるべきものだ。

こうした杜撰極まりない条例違反に当てはまる公文書の取り扱いや、3人の審査委員がどの項目を、どう修正したかも明らかにできないままでは、町当局の行政運営はまったく透明性、公平性、合理性を欠くものと言わざるを得ない。



森内哲也、松本健、渡辺哲久の議員3人が開催した町民説明会(2021年 8月8日)

【4】 事実認定を誤り、町行政側の言い分を鵜呑みにしたに過ぎない地裁判決は不当

「ひまわり」理事長の私は、こうした不可解な出来事に対して、町を相手に損害賠償請求訴訟を起こすことにした。奈良地裁で審議が始まり、13回にわたる口頭弁論で主張を展開した。だが、残念ながら、棄却された。

判決は、一連の行為に対して、「プロポーザルにおける審査の透明性・公平性を損なうおそれがあることなどを考慮すると、審査委員会としては、採点方法に誤りがあったものと認めて採点とその集計結果の修正をするか、それとも当初の採点を修正せずに当初の結論をそのまま維持するかにつき検討の余地があったと考えられる」としつつも、「いったん招集された会議においてされた決定の過程に瑕疵があることが判明した場合に、会議終了後に審査委員全員の了承の下でその瑕疵を是正し、本来あるべき決定の内容を確認の上、これを審査委員会の会議における決定事項であることが許されないものではない」と認定した。



奈良地裁判決報告集会 (2023年10月12日)

しかし、この事実認定には大きな誤りがある。「審査委員全員の了承の下でその瑕疵を是正」したものではない。「訂正後の集計表を作成し、全審査委員に連絡をして了解を得た」というものなのだ。つまり、3人の審査委員に採点の誤りがあって、それを個別に修正することについて、予め全審査委員の了解を得たものではない。結果が出された上で、果たしてそれを無効だと主張できる「勇気」のある審査委員がいるだろうか。あまりにも条例と審査会を蔑ろにした判断であると言わざるを得ない。

判決は「公文書の隠蔽」「不可解な採点評価による決定者の入れ替え」などの核心的な部分については、何らの言及もしていない。ただただ、行政の言い分を鵜呑みにしただけだ。正しい判断を行った判決だとはとても言えない。当然のことながら、この門前払いの不当判決を不服として即、控訴することとした。

【5】 控訴審では異例の証人尋問が行われ、重要な論点で一審判決を修正したが、請求は棄却

控訴審では、2024年2月27日の第1回口頭弁論に続き、5月9日に第2回口頭弁論があり、金井・審査委員長、上野公嗣・審査委員の2人への証人尋問があった。これは異例のことだ。だが、金井証人は「パソコンで管理していたが、データは消去した」と。上野証人は「記憶にない」「覚えていません」を繰り返した。

2回にわたる口頭弁論を経て、同年7月25日に判決があった。判決は次のように認定した。

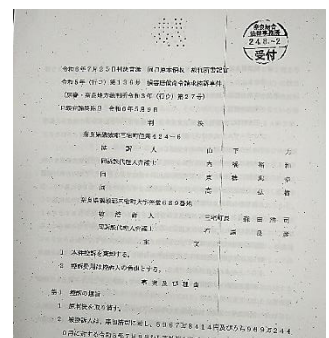
(1) 当選者が入れ替わった問題については、「委員3人の配点10点の8項目の採点は奇数と偶数の場合があり得たこと、北浦恵子・委員や上野公嗣・委員が2業者のいずれかを一方的に変更したとは考えられないことを考慮すると、15点もの修正がされた経緯は不自然であると言わざるを得ない」と、明確に述べている。

(2) 「修正前の採点結果が分かるもの(集計票)については、事務局が資料を破棄し、パソコン内のデータも削除したため、現在判明しない」と、公文書が破棄されたことを明記。不自然な修正だったと言わざるを得ない理由を述べている。

(3) 採点修正の過程についても、「一旦審査委員会の会議で決定された結論を審査委員会を開催せずに変更したこと、修正を必要な審査委員に個別に連絡を取って修正したことなどは透明性、公平性の観点から問題がある」と、審査会を再開せずに進めた変更作業は不透明、不公平なものだと明確に述べている。

以上のように、控訴審判決は事実認定について原告の主張を全面的に認めたことになる。

ところが、請求を棄却する根拠として、「採点の変更に不自然な点が見られないではないものの、審査委員全員の了解を得て変更に至っていること」だけを挙げる。要するに、証拠が失われていて、不正が行われたと断定することができないため、損害賠償請求をはねのけることにしたに過ぎないのだ。



大阪高裁の判決文 (2024年7月25日)

【6】 公文書廃棄に幹部たちは「認識がなかった」「明文規定されていなかった」「知らなかった」と

今回の1審、2審の裁判過程を通じて町当局の不明瞭で恣意的な行政運営が明らかとなった。

たとえば、健康局長が2020年10月27日の審査会議事録と、10月28日に「採点ミス」があったとして「奇数」の数字を書き入れた3人の審査委員に是正を求めた前後の個表と集計表のうち、「是正させた後の集計表」だけを残して、「公文書との認識がなかったので廃棄した」と臆面もなく述べていることだ。呆れた答弁だ。

2021年3月27日、議会監査請求に基づく監査記録では、「審査委員の個別採点表が廃棄された」となっているが、総務課として廃棄したのかとの監査委員の質問に総務課長は「文書規程及び文書編さん保存規程において、個別採点表が明示されておらず、公文書として明文化されていません」。「準備物品の中にICレコーダーとあるが、音声記録はあるか」との質問に健康子ども課長は「副町長、局長心得と協議して破棄した」と答弁している。

町の情報公開条例は、「公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面であって…」と記す。この基本的なことを「知らなかった」とうそぶくことが許されるのか。まして、幹部職員とあっては言を俟たない。

監査記録によれば、金井委員長も「採点ミス」なる過ちを犯した3人のうちの一人だった。片岡嘉夫・監査委員から「採点時の評点基準の説明は十分ありましたか」と問われ、「説明にありませんでした」と。「偶数点にすべき判断した理由は何でしょう」と問われると、「評点基準の理解が委員の中で統一されていないことになるので正確な集計にならないと判断したため、採点を修正することにした。統一する方法として奇数点を偶数点にすることとした」と独断で決定したことを明らかにしている。

また、片岡委員から「今回記載されている偶数点から選択する箇所があることを各委員に説明していませんね」と問われた植村恵美・局長は「各委員へは事前に資料(㊦乙7号証のこと)を送付しています」と的はずれな答弁を返している。各委員への丁寧な説明もしていないお粗末な対応をしていたことを明かしている。



三宅町役場

【7】 町当局の不明瞭な行政運営が正され、透明性のある公平、公正な町政の運営を求めたい

事業者選定における評価点をめぐっては、金井委員長が独断で奇数と偶数に変えさせただけのことで、元々「採点ミス」なるものはなく、「予め定められた採点方法」もなかったのだ。町が裁判所に「乙7号証」として示した「プロポーザル審査要領」なる文書は、事務局手製の違法文書だ。それを町が公文書扱いにしてきた態度に怒り心頭に発する思いだ。

2022年12月7日付準備書面によれば、本件要領の作成や改正は事業課で実施。審査委員はこれに関与していないとしている。また、「乙7号証」では、町総務課長谷川淳氏から奈良地裁書記官長井佳奈子氏宛に送付した文書で「審査の評価項目及び基準並びに配点を変更した際の公募型プロポーザル審査委員会について、当該委員会の開催事実はないことから、議事録、及び議事を記録した音声データ、その他関係資料一式は存在しません」と明記している。つまり、町自らが「当該委員会の開催事実はない」としているのだ。

疑わしいのは、審査会の外部委員(学識経験者)上野公嗣氏は「BABY JOB(株)」の代表取締役会長だ。三宅町と「子育て連携協定」を2019年7月に締結する利害関係者なのだ。「手ぶら登園サービス」を謳い、三宅幼稚園に紙おむつを納入する業者である。連携協定の窓口は健康子ども局で、その責任者は植村恵美・局長だ。保育に関する研究団体「ネクア」(代表小崎恭弘)のメンバーでもある上野氏と(株)クリオスとの関係を鑑みると、何か配慮しなければならぬ問題があったのではないかと推測したくなる。

今回の選定作業をめぐっては、作業の透明性、審査会の再招集、記録(証拠)の保全、経過の検証は不可欠だった。それを怠った町の責任は極めて大きい。このようないい加減な行政運営は許されない。町には、透明で公平、公正な行政運営が求められる。それがなされないようでは、町民の信頼を得ることはできない。

